

日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続

平成18年11月21日
第16回科学者委員会決定

改正 平成22年 1月15日第19回科学者委員会決定
平成25年10月25日第33回科学者委員会決定
平成25年11月15日第34回科学者委員会決定
平成26年 4月10日第38回科学者委員会決定
平成27年10月20日第16回科学者委員会決定

日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の指定に当たっては、日本学術会議協力学術研究団体規程（平成17年10月4日 日本学術会議第1回幹事会決定。以下「団体規程」という。）により、必要な要件及び手続を下記のとおり定めるものとする。

記

1 「指定」の通称の使用

団体規程における「称号の付与」については、「指定」と通称することとする。

2 協力学術研究団体として必要な要件の細目

(1) 学術研究の向上発達を図ることを主たる目的とするものであること。

次のようなものは対象外とする。

- ① 一定の思想、主義、主張の普及又は宣伝を主たる目的とするもの
- ② 趣味を目的とする同好者の集まりと認められるもの
- ③ 学術の研究が当該団体又は当該業種の事業目的の従たる目的に過ぎないと認められるもの
- ④ 営利を目的とすると認められた団体及びその附属機関
- ⑤ その他、先例等に照らして不相当と認めたもの

[×事例]

× 株式会社は、明らかに営利を目的としたものなので不相当

(2) 研究者（注）の自主的な集まりで研究者が構成員の半数以上であること。

次のようなものは対象外とする。

- ① 国、特殊法人、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれらの設置した学校及び附属機関
- ② 学校法人の設置した学校及び附属機関

- ③ ①②の名称を冠したもののうち、実質的に、構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に所属する者（かつてこれらに所属していたものを含む。）となっているもの
- ④ 団体の研究が、研究者で行われているとは認められないもの
- ⑤ その他、先例等に照らして不相当と認めたもの

[×事例]

- × 個別の学術研究団体にあって学生のみ（又は学生が主体）で構成されているものは、研究者の集まりとは認められないので不相当
- × 個別の学術研究団体にあって大学等に所属すると自動的に当該団体の会員となるような団体は、自主的な集まりとは認められないので不相当
- × ○○大学△△学会（○○は大学名）というような名称で、役員も実質的に○○大学に所属するものとなっている学術研究団体は、○○大学と一体とみなされるので不相当

(3) 学術研究団体の役員の半数以上が構成員である研究者であること及び当該研究者が会費を負担することにより、学術研究団体の運営が研究者自身によって行われていると認められるものであること。ただし、会費の負担に関して、学術研究団体の連合体の場合はこの限りではない。

(4) 次の基準を具備する学術に関する機関誌を継続して年1回以上発行（電子発行を含む。）していること。ただし、学術研究団体の連合体の場合は、この限りではない。

① 人文科学、社会科学又は自然科学に関する学術の研究発表及び議論を主たる目的とするもの。次のようなものは対象外とする。

- ア 予稿集、講演要旨集、会議用資料など
- イ 団体又はその構成員の消息、意見等をその団体内に報告、交換することを主たる目的とするもの
- ウ 文献紹介、図書目録等単なる資料集
- エ 時事を報道論議することを主たる目的とするもの

② 発行の終期を予定し得ないもの

単行本の体裁、性質を有するものは対象外とする。

③ 学術に関する団体自身が発行するものとしての形態を具備しているもの

発行人が國、特殊法人、独立行政法人、地方公共団体及び学校法人並びにこれらの設置した学校及び附属機関、書店、出版社等であって、学術研究団体自身の発行するものとしての形態を具備していない次のようなものは対象外とする。

- ア 刊行物の表紙の発行人が、△△大学××学部となっている。
- イ 刊行物の表紙の発行人が○○学会となっても、奥付けの部分が△△大学××学部となっているもの

ウ 学術研究団体が編集していても表紙の発行人が書店となっているもの

④ 広告の掲載量が全紙面の3分の1を超えないもの

(5) 学術研究団体の連合体の場合は、構成する学術研究団体のうち協力学術研究団体以外の団体について、それぞれが上記(1)から(4)の要件を満たしていること。

3 協力学術研究団体の指定に係る事務手続

(1) 科学者委員会委員長は、必要に応じ関係各部に審査を付託する。

各部では、当該学術協力研究団体の審査をすることが適当である分野別委員会に審査を依頼することができる。

(2) (1)により審査を依頼された分野別委員会では、別紙1に審査結果を記入するものとする。

また、協力学術研究団体に指定することが不適当又は保留とする場合には、その理由を別紙1に別途付記するものとする。

(3) 各部では、(2)の分野別委員会の審査結果を科学者委員会に回答するものとする。

(4) 科学者委員会は、(2)による審議結果の回答を踏まえ、審議する。

(5) 学術研究団体の連合体の指定に係る事務については、原則として、各部に審査を依頼することなく、科学者委員会において対応するものとする。

また、上記2(5)の要件を満たしていることを確認するため、当該学術研究団体の代表者に対し別紙2により確認書の提出を求めるものとする。

(注) 当該規程における「研究者」の具体的範囲は以下のとおりとする。

① 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者

② 国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者

③ 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者

④ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者

⑤ 民間企業において研究に従事する者

⑥ その他、高度の専門性を有し、職務として研究に従事する者(①～⑤の非常勤職に就く者を含む)又は当該研究分野に関し、優れた業績を有する者

協 力 学 術 研 究 団 体 の 審 査 票

部 分野別委員会名

審査員名

申請団体

番号	審 査 項 目	審査結果
1	学術研究の向上発達を図ることを主たる目的としていること (以下のようなものは不適となります。) (1) 一定の思想、主義の普及・宣伝を主たる目的とする。 (2) 趣味を目的とする同好者の集まり (3) 学術の研究が当該団体又は当該業種の事業目的の従たる目的に過ぎないと認められるもの (4) 営利を目的とする団体及びその附属機関	
2	研究者の自主的な集まりで研究者が構成員の半数以上であること (以下のようなものは不適となります。) (1) 国、特殊法人、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれらの設置した学校及び附属機関 (2) 学校法人の設置した学校及び附属機関 (3) 上記(1)又は(2)の名称を冠したもののうち、実質的に、構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に所属する者(かつてこれに所属していた者を含む。)となっているもの (4) 団体の研究が、研究者で行われているとは認められないもの	
3	学術研究団体の役員の半数以上が研究者であること	
4	人文・社会科学、生命科学又は理学・工学に関する学術の研究発表及び議論を主たる目的とする学会誌を発行していること (以下のようなものは不適となります。) (1) 予稿集、講演要旨集、会議用資料など (2) 団体又はその構成員の消息、意見等をその団体内に報告、交換することを主たる目的とするもの (3) 文献紹介、図書目録等単なる資料集 (4) 時事を報道論議することを主たる目的とするもの	

審査項目に掲げる協力学術研究団体としての必要な要件を満たしている場合には「○」を審査結果欄に記入し、満たしていない場合には「×」を審査結果欄に記入してください。全て「○」の場合、審査結果は「適」となります。また、意見等がある場合は、下記にご記入ください。なお、審査項目の2及び3の審査に当たっては、別添「協力学術研究団体指定要件確認書」を参考にしてください。

総合所見(適・不適・保留のいずれかに○を付けて、意見があれば下記欄に自由に記入して下さい。協力学術研究団体に指定することが不適当又は保留とする場合には、その理由を簡潔に記入してください。)

	・適 ・不適 ・保留
--	------------------

連合体を構成する学術研究団体に関する確認書

平成 年 月 日

1 貴連合体を構成する協力学術研究団体のすべてについて、その名称を記入してください。

1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

2 貴連合体を構成する協力学術研究団体以外の各学術研究団体について、以下の項目についてそれぞれ、個人会員である構成員の数を記入するとともに、他の各項目につき、その条件を満たしていることを確認の上、該当する箇所に「○」を記入してください。
また、各学術研究団体の会則、役員名簿(男女の別及び所属情報を含む)、設立趣意書及び機関誌を添付してください。

番号	学術研究団体名	構成員の数(人)	図るること(注1)	学術研究の向上と発達を	(注2)の半数以上の研究者の自主的な構成員	役員である半数以上の研究者	とよ運営は行われてい	学術に関する機関誌を発行していること	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									

(注1) 次のようなものは対象外とする。
① 一定の思想、主義、主張の普及又は宣伝を主たる目的とするもの
② 趣味を目的とする同好者の集まりと認められるもの
③ 学術の研究が当該団体又は当該業種の事業目的の従たる目的に過ぎないと認められるもの
④ 営利を目的とすると認められた団体及びその附属機関
(注2) 次のようなものは対象外とする。
① 国、特殊法人、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれらの設置した学校及び附属機関
② 学校法人の設置した学校及び附属機関
③ ①②の名称を冠したもののうち、実質的に、構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に所属する者(かつこれらに所属していたものを含む。)となっているもの
④ 団体の研究が、研究者で行われているとは認められないもの

※研究者の具体的範囲は以下のとおりとする。

- ① 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者
- ② 国立試験研究機関、特殊法人及び独立行政法人等において研究に従事する者
- ③ 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者
- ④ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者
- ⑤ 民間企業において研究に従事する者
- ⑥ その他、高度の専門性を有し、職務として研究に従事する者(①～⑤の非常勤職に就く者を含む)又は当該研究分野に関し、優れた業績を有する者